

議案第 95 号

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 12 月 4 日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年宇治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、宇治市長の選挙における法」を「、法」に、「並びに宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における」を「及び」に改める。

第2条本文中「この条、第4条、第5条、第9条及び第11条において」を削る。

第6条前段中「宇治市長の選挙における」を削る。

第8条中「、宇治市長の選挙における候補者」を「、候補者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宇治市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された宇治市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

（提案理由）

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。